

「滋賀県無電柱化推進計画(素案)」に対して提出された  
ご意見・情報とそれらに対する県の考え方について

資料 1

着色部は、寄せられたご意見・情報等を踏まえ、計画に反映したもの（軽微な表現等の修正を除く）

番号	頁	記載箇所	ご意見・情報等（概要）	ご意見・情報等に対する県の考え方	パブコメ	市町等
はじめに						
1	P.2	3～4 行目	<p>・道路上のすべての電柱が通行の妨げになっている訳ではない。</p> <p>・電柱単独で倒壊するのではなく、飛来物等により倒壊していることを正確に示してほしい。</p>	<p>・すべての電柱が通行の妨げになっているわけではありませんので、ご意見を踏まえ以下の通り修正します。</p> <p>【修正前】 歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、</p> <p>【修正後】 歩行者や車椅子の通行の妨げとなっている箇所もある。また、地震や台風などの災害時には、</p> <p>・台風による電柱の倒壊は、飛来物も原因として考えられますが、その他の可能性もありますことから台風の追記に留めます。</p> <p>【修正前】 地震などの災害時には、</p> <p>【修正後】 地震や台風などの災害時には、</p>		○
2	P.2	4～5 行目	電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すことは、「危険がある」と言い切れるのか。	電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すことは、危険な状態であることから原案のままとします。		○
3	P.2	6～7 行目	日本の無電柱化率が諸外国と比較して「極めて低い状況」としているが、最新のエネルギー庁の調査で、諸外国と日本の無電柱化率の算定方法に違いがあることが判明し、同じ計算方法であれば、日本の都市部は、諸外国と遜色がないことが確認されている。	国土交通省の資料によれば、日本の都市部（東京23区）の無電柱化率は、48%に対し、欧米やアジアの主要都市（ロンドン、香港、シンガポール、台北）は無電柱化が概成している状況です。 また、資源エネルギー庁の資料においても、日本は5.8%と諸外国（英国64.9%、フランス45.1%、イタリア41.4%）と比べ、極めて低い状況であるため、原案のままとします。		○
4	P.2	12行目	<p>【原案】 無電柱化法第8条においては</p> <p>【修正案】 無電柱化法第8条は、</p>	主旨に変更がないため、原案のままとします。		○
5	P.2	16～19 行目	<p>【修正案】 本県においては、平成30年の台風21号ではにより、高島市マキノ町で電柱が倒れ道路を塞ぐという事態が発生した。全国各地でも同様に災害時に電柱が倒れることでの緊急の活動に支障が出ている状況でありが生じる状況が発生しており、防災という観点からも無電柱化を進めていく必要がある。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正後】 平成30年の台風21号では、近畿地方を中心に災害時に電柱が倒れて緊急の活動に支障が生じる状況が発生し、本県においても高島市マキノ町で電柱が倒れ道路を塞ぐという事態が発生した。これらの事態を鑑み、今後は防災という観点からも無電柱化を進めていく必要がある。</p>		○
1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針						
6	P.3	3行目	<p>・無電柱化の対象となる県管理道路の全体像を明確にするために、無電柱化工事の標準的なキロメートル単価（推定）や無電柱化する場合の県管理道路、緊急輸送道路などの県単独、他の関係者との共同、要請者負担等、それぞれの延長と推定コストの記載が必要。</p> <p>・無電柱化を完了している割合が県管理道路全体、緊急輸送道路ともに1%に満たない状態になっている理由、原因の記載が必要。</p>	<p>・本計画は、無電柱化を推進するための基本的な方針、目標、施策等を定めるものであることから、ご意見をいただいた内容は、記載不要と考えています。</p> <p>・無電柱化が進まない原因は様々な原因が考えられますが、現状の認識が大事と考えますことから、数値のみを記載しています。</p>		○

「滋賀県無電柱化推進計画(素案)」に対して提出された  
ご意見・情報とそれらに対する県の考え方について

番号	頁	記載箇所	ご意見・情報等(概要)	ご意見・情報等に対する県の考え方	パブコメ	市町等
7	P.3	3行目	1) 滋賀県における無電柱化の現状の項目について 現状の情報共有を正確に行うために、下記の点を補足していただきたい。 ・県管理道路以外についての現状を公表してください。 国市町村管理道路(可能ならば公道に相当する私有道)の無電柱化の距離は? ・無電柱化実施済み道路での効果は? 幹線道路や緊急輸送道路での実施で災害時の障害は無くなっているのか? できれば効果を数値化や指標を作れないか? (街灯や信号機向けの柱、広告用柱などが残っている。 「障害となる本数は減っているのに、「災害時のKmあたりの障害撤去時間」は○時間に削減。」など)	・滋賀県が管理する道路を対象にした計画であるため、県道の状況を記載しています。 ・これまで無電柱化は観光地や駅前通りなどを中心に実施しており、景観や歩行者の安全な空間に寄与しているものと考えています。また、幹線道路や緊急輸送道路での効果については、今後事業を進めていく中で確認してまいりたいと考えます。	○	
8	P.3	7行目	【原案】 滋賀県にある道路 【修正案】 県管理道路	ご意見のとおり修正します。		○
9	P.3	12行目	滋賀県が無電柱化を推進する「目的」を改めて明確に示してはどうでしょうか。その「目的」に合致するものとして、1. 3) ①~④が挙がってくるのだと思います。	無電柱化を推進する目的については、「1. 2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢」に記載しています。		○
10	P.3	14~16行目	無電柱化は道路事業であるが、主体となる県民や住民にとっては、「安全・安心・快適なまちづくり」を進める上での一つの手段である。そのため、主体となる県民や住民に寄りそう「まちづくり」と言う言葉が素案には必要である。	無電柱化はまちづくりにもつながると考えますので、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正前】 今後は、防災、安全かつ円滑な交通の確保や、良好な景観の形成等の観点から、 【修正後】 今後は、防災、安全かつ円滑な交通の確保や、良好な景観の形成等のまちづくりの観点から も、	○	
11	P.3	15~16行目	【原案】 無電柱化の必要な道路において強力的に推進 【修正案】 必要な道路において無電柱化を強力的に推進	ご意見のとおり修正します。		○
12	P.3	20行目	【原案】 無電柱化により滋賀県の魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し 【修正案】 無電柱化により滋賀県の魅力あふれる美しいまちなみを取り戻すとともに	電柱がない景観を取り戻すことは、魅力にあふれ美しいまちなみであると考えているため、原案のままとします。		○
13	P.3	20行目	電柱により「魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、・・・」という表現は、避けるべき。 【原案】 無電柱化により滋賀県の魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全・安心な・・・。 【修正案】 無電柱化により滋賀県の魅力あふれる美しいまちなみを形成(または実現)し、安全・安心な・・・。			○

「滋賀県無電柱化推進計画(素案)」に対して提出された  
ご意見・情報とそれらに対する県の考え方について

番号	頁	記載箇所	ご意見・情報等(概要)	ご意見・情報等に対する県の考え方	パブコメ	市町等
14	P.3	26行目	<p>3) 無電柱化の対象道路の項目について防災向けに推進することだが下記の点について疑問があるがどのように考えていますか?</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無電柱化の対象道路として「緊急車両の通行ルートを優先」とあるが「緊急輸送道路」と同じなのか?</li> <li>・無電柱化と道路拡幅などの比較 災害発生時の対応として無電柱化以外の方法はないのか? 「街灯や信号向けの柱が残る無電柱化」より下記を推進したほうが良いのではないか。 「倒壊電柱等の撤去の技術改善や作業スペース確保などに向け道路拡幅」「現状電力会社の関係者のみが撤去可能の規制について法整備」</li> <li>・防災の観点から無電柱化するなら電力会社のサービス拠点から幹線道路にむけて実施するのが効果的ではないか?</li> <li>・実施計画の距離が5Km(5年間あたり)とのことなので大幅な技術革新がなければ、緊急輸送道路の無電柱化の完了は約500年後となる。この認識であっていますか?</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送道路以外に、緊急車両が通行する道路がありますので、使い分けをしています。</li> <li>・災害発生時への対応として、無電柱化は有効と考えており、道路改築等のご意見については、今後の道路整備の参考とさせていただきます。</li> <li>・災害発生時には、避難や物資等の輸送の確保が重要と考えており、電力の確保については、電力会社により担われると考えています。</li> <li>・これまでの無電柱化は、完了までに長期間を要しています。今後はより一層の関係機関の連携の強化や技術革新、コスト縮減により、無電柱化の推進に取り組んでまいります。</li> </ul>	○	
15	P.3	26行目	<p>①～③において、具体的箇所(緊急輸送道路の地図等)を明記してはどうでしょうか。(施工実績と合わせて、「無電柱化した/図る道路」として地図上に記載する等。)</p>	<p>具体的な実施箇所については、地元や関係機関等の協議や調整を行う必要がありますことから明記できません。 ですが本県において、優先的に無電柱化を進めていく3つの観点(防災、交通安全、景観)から幅広く抽出し、事業の実施の可能性や必要性等の検討したうえで、事業化にむけた候補路線として整理します。</p>	○	
16	P.3	26行目	<p>近年ますます高まっている、自然災害への防災意識の観点からも、無電柱化には大いに賛成します。地震や台風などによる電柱倒壊により、その後の救助活動、復旧作業に大きな支障をきたすことは、十分に予想できますし、ニュースなどでもよく見かけます。また街の景観という点でも、無電柱化は大きく貢献できるものと考えられます。しかしながら費用の面から見た場合、全県域で早急にとすることは非常に難しいと思いますので、例えば狭い通学路や、県内外あるいは国外からの観光客が多いような場所から、優先順位を定めて取り組んで頂きたいと思えます。</p>	<p>本計画に基づき、今後無電柱化を進めていく3つの観点(防災、交通安全、景観)から幅広く事業化を検討していく路線を抽出し、リスト化することとします。なお、具体的な事業箇所については、そのリスト中の候補路線から地元や関係機関等と事業実施に向けた課題整理や調整が整ったところから無電柱化事業として着手してまいります。</p>	○	
17	P.3	26行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・① 防災、② 安全・円滑な交通確保、③ 景観形成・観光振興、④ 道路事業等に合わせた無電柱化のそれぞれの対象に合わせた延長の記載が必要。</li> <li>・各対象がそれぞれ重複した道路の延長の記載が本来は必要であるが、例えば、①～④4つ全ての対象に合致した延長は最優先すべきだと思われ、少なくともそれらの記載が必要。</li> </ul>	<p>本計画に基づき、今後無電柱化を進めていく3つの観点(防災、交通安全、景観)から幅広く事業化を検討していく路線を抽出し、リスト化することとします。なお、具体的な事業箇所については、そのリスト中の候補路線から地元や関係機関等と事業実施に向けた課題整理や調整が整ったところから無電柱化事業として着手してまいります。</p>	○	

「滋賀県無電柱化推進計画(素案)」に対して提出された  
ご意見・情報とそれらに対する県の考え方について

番号	頁	記載箇所	ご意見・情報等(概要)	ご意見・情報等に対する県の考え方	パフコメ	市町等
18	P.3	27~30 行目	【修正案】 無電柱化は多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。そのため、滋賀県においては以下4つの道路について、無電柱化を推進する道路として、取り組みを進める。	【修正後】 無電柱化を進めていくには多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。そのため、滋賀県においては以下の道路について、優先的に無電柱化を推進する道路として、取り組みを進める。		○
19	P.4	8~14 行目	【修正案】 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路やおよびその他駅周辺等の高齢者、障害者等の歩行者の多いバリアフリー化が必要な道路、学校周辺の通学路、歩行者が路側帯内にある電柱を避けて車道にはみ出すような道路等、安全かつ円滑な交通の確保のために必要な道路の無電柱化を推進する。	主旨に変更がないため、原案のままとします。		○
20	P.4	16行目	無電柱化対象道路の観点である③「景観形成・観光振興」について、 ・「駅周辺」や「中心市街地内の主要道路」も追加してはどうでしょうか。 ・「景観計画」の文言を追加して頂きたいです。	「駅周辺」や「中心市街地内の主要道路」の無電柱化については、『②「安全・円滑な交通確保」に資する道路』の観点で進めていくこととしております。 「景観計画」の文言については、景観法に含まれているため、記載はしませんが、景観の観点からも無電柱化を進めてまいります。		○
21	P.4	16行目	【修正案】 世界遺産・日本遺産等の周辺や重要伝統的建造物群保存地区、景観法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律—および景観条例等に位置づけられた地域、その他著名な観光地におけるおいて良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進する。	主旨に変更がないため、原案のままとします。		○
22	P.4	22行目	文章の修正 【原案】 電線管理者による道路事業等に合わせた無電柱化 【修正案】 電線管理者による道路事業等に合わせた無電柱化できる道路	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正後】 電線管理者により道路事業等に合わせた無電柱化を進める道路		○
23	P.4	22行目	【原案】 ④電線管理者による道路事業等に合わせた無電柱化 【修正案】 ④道路事業等に合わせた無電柱化	④は、電線管理者により無電柱化を推進するという項目であるため、若干の修正を行い、「電線管理者により」と記載いたします。		○
24	P.4	23行目	【原案】 上記の他、道路事業や面整備事業の道路事業 【修正案】 上記①~③の他、道路事業や面整備事業の道路事業	主旨に変更がないため、原案のままとします。		○

**「滋賀県無電柱化推進計画(素案)」に対して提出された  
ご意見・情報とそれらに対する県の考え方について**

番号	頁	記載箇所	ご意見・情報等(概要)	ご意見・情報等に対する県の考え方	パブコメ	市町等
25	P.4	24行目	<p>県民に解りやすくするために、市街地開発事業の表現において、具体的な事業を例示することが必要である。</p> <p>【原案】 道路事業(道路の維持に関するものを除く。)や市街地開発事業</p> <p>【修正案】 道路事業(道路の維持に関するものを除く。)や、市街地開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業等)。</p>	市街地再開発事業には土地区画整理事業、市街地再開発事業等がありますが、本計画においては、個別の例示は不要と考えますので、それらの総称である市街地開発事業を用いることとし原案のままとします。	○	
26	P.4	22~27行目	<p>道路事業に合わせて電線管理者による無電柱化を推進するとあるが、沿道の街並みが道路事業と同時に整備されない限り、必要な管路孔数や地上機器の必要台数および設置場所等決定できないため、無電柱化は不可能と考える。また、通信事業者の競争力が失われる可能性があることも考慮すべきと考える。</p> <p>(文言の追加) 文章の中に、「道路事業に合わせた無電柱化事業が合理的と判断できる場合は・・・」と付け加えるべきである。</p>	本県においては、計画の策定にあたり道路事業と合わせて無電柱化を意識して進めていくため、原案のままとします。		○
27	P.4	22~27行目	<p>本取組みの手引きには、関係事業者が負担することを基本として調整すると記載されているものの、法の趣旨は道路事業に併せて効率的に無電柱化を推進することであり、複数事業者が存在する場合など最も効率的な手法が電線共同溝となる場合は、道路管理者が主体で実施することもあると考えられる。(電線管理者による無電柱化に限定された取組みではない。)</p> <p>【原案】 市街地開発事業その他これらに類する事業(以下、「道路事業等」という。)が実施される際に、電線管理者による無電柱化を推進する。</p> <p>【修正案】 市街地開発事業その他これらに類する事業(以下、「道路事業等」という。)が実施される際には、無電柱化法第12条の趣旨を鑑み、最も効率的な手法で無電柱化を推進する。</p>	④の項目については、電線管理者による無電柱化を推進することを記載する項目であるため、原案のとおりとします。		○
28	P.4	26~27行目	<p>大規模な開発事業において、「無電柱化を要請する」とあるが、県から開発者に対し、要望されるのか？電線管理者としては、</p> <p>①開発者が無電柱化に掛かる費用負担に応じること</p> <p>②完成した管路を、道路供用後に道路管理者が引き取ってくれること</p> <p>などの条件が整えば、問題無く進められる。特に②の条件について、官公庁のスタンスが明確にされなければ、今以上の推進は不可能ではないか？</p>	大規模開発の場合も開発者に要請してまいります。 大規模な開発事業は、計画策定時に道路管理者も決定しますので、道路管理者が不明のために無電柱化が進められないということはないと考えています。		○

「滋賀県無電柱化推進計画(素案)」に対して提出された  
ご意見・情報とそれらに対する県の考え方について

番号	頁	記載箇所	ご意見・情報等(概要)	ご意見・情報等に対する県の考え方	パブコメ	市町等
<b>2. 無電柱化推進計画の期間</b>						
29	P.4	31行目	「令和3年度から令和7年度までの5年間とする。」とした理由の説明が必要。	国や隣接府県で策定されている計画では5年間で計画策定されていることが多く、また一般的に電線等空中化事業は、関係機関との調整、設計等を経て着手に至るまでに3年程度を要するため、計画の目標である無電柱化工事の着手の状況が確認できる期間として5年間としました。なお、期間の設定理由の記載は不要と考えています。	○	
30	P.4	31行目	P2、3において、国内や滋賀県では無電柱化が大変遅れており、無電柱化が急務であると記載しながら、どうして5年間だけの計画期間なのか、県民にとって理解できない。 【原案】 令和3年度から令和7年度までの5年間とする。 【修正案】 当面は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。 または、「第1期計画期間は、」	今回は、初回の計画としておりますが、本計画の期間満了時には、結果を踏まえ次期計画を策定する予定です。	○	
<b>3. 無電柱化の推進に関する目標</b>						
31	P.5	1行目	3. 無電柱化の推進に関する目標の項目について対象道路を「滋賀県管理道路において」とする理由は何か？ 「滋賀県管理道路において」の規定ではなく、すべての「滋賀県の公道において」としてはどうかか？ 費用対効果としては「重要伝統建造物群や観光地周辺」を対象にするべきと考えられる。又、それらの道路は市町村管理道路と思われるので、市町村管理道路での無電柱化でも良いのではないのか？	本計画は滋賀県の計画であるため、県管理道路を対象に記載しています。国道や市町道については、面整備や拠点までを結ぶ一連区間として無電柱化に取り組み、関係機関と連携し推進してまいります。	○	
32	P.5	5行目	【原案】5.0km 【修正案】5.0km	ご意見のとおり修正します。		○
33	P.5	5行目	・「(5年間で)5.0kmの無電柱化工事に着手する。」とのことであるが、努力義務とは言え、あまりに消極的ではないでしょうか？これについても、理由の説明がなく必要。あるいは、想定する道路があれば、具体的に明らかにしてはどうか？複数の候補道路を明示してもいい。 ・例えば、県道316号比叡山線は、延長4.6kmであるが、日吉大社横の延暦寺に通じる本坂と言われる未舗装道路を除けば延長2kmほどであり、同延長は、2本の緊急輸送道路を跨ぐため①防災上重要で、JR線・京阪線の2駅や商店街があり、小中高の通学路であるにもかかわらず道路幅が狭く一部歩行者が路側帯内にある電柱を避けて車道をはみ出して歩かざるを得ない道路であるため②安全・円滑な交通確保を要される。また、滋賀県内唯一の世界遺産延暦寺に直接、あるいは、同寺へのケーブル駅に通じ、日本遺産の日吉大社、西教寺に近く、大津市唯一の伝統的建造物群保存地区を通り、歴史的風致の維持及び向上に関する法律他景観関連の法律、条例に位置づけられた地域で県内有数の観光地であり③景観形成・観光振興の対象条件を満たす道路である。その上、一部区間が事業名「大津市の道路拡幅整備(都市計画道路比叡辻日吉線)」の対象であるため、④道路事業等に合わせた無電柱化に該当する。このように、①～④の全ての条件を満たすか、それに近い県管理道路から無電柱化事業を着手すべきだと思います。	これまでの本県の無電柱化の実績(総延長約7.6km)と、地元や関係機関等との工事着手に向けた協議や調整にかかる時間等を考慮し目標設定していますが、理由の記載は不要と考えています。 本計画に基づき、今後無電柱化を進めていく3つの観点(防災、交通安全、景観)から幅広く事業化を検討していく路線を抽出し、リスト化することとします。なお、具体的な事業箇所については、そのリスト中の候補路線から地元や関係機関等と事業実施に向けた課題整理や調整が整ったところから無電柱化事業として着手してまいります。	○	

「滋賀県無電柱化推進計画(素案)」に対して提出された  
ご意見・情報とそれらに対する県の考え方について

番号	頁	記載箇所	ご意見・情報等(概要)	ご意見・情報等に対する県の考え方	パブコメ	市町等
<b>4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</b>						
34	P.5	10行目	無電柱化の進め方が分かるフローチャートがあると分かりやすいと思います。加えて、各段階での留意事項や判断基準、様式・雛型が整理されていると、関係事業者との協議も進めやすいと思います。(地中化方式の選定方法、既存ストック活用可否の判断基準、浅埋を許容するかどうかの判断基準、事業者との協定締結の要否や協定で定める事項を判断する基準、事業者や地元と協議を進めていく上での協議書や依頼文等の雛型、電線共同溝整備路線指定にかかる様式、整備計画の雛型、等)	本計画は、無電柱化を推進するための基本的な方針、目標、施策等を定めたものであり、事業を進めていく実務等については記載しておりません。いただいたご意見は、参考とさせていただきます。		○
35	P.5	17~18行目	【原案】 これらの既存ストックの活用が可能か検討し、 【修正案】 既存ストックの活用が可能か検討し、	主旨に変更がないため、原案のままとします。		○
36	P.6	5行目	民地に引き込むための管路は共同溝敷設時に限り、要請者負担にしてほしい。	電線共同溝方式において、図2にあるような民地の範囲にある引き込み管路は、電線管理者による負担と考えています。		○
37	P.6	13行目	自治体管路方式について、管路整備を実施するのは市町だけですか。県が自治体管路方式をすることはないのでか。	県管理道路において、自治体管路方式の対象は、市町だけです。		○
38	P.7	1行目	【原案】 県管理道路において、管路整備を実施する市町がその材料費および敷設費を自ら負担し、残りを電線管理者が負担する。 【修正案】 県管理道路において、管路整備を実施する市町がその材料費および敷設費を自ら負担し、その他の費用を電線管理者が負担する。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正案】 県管理道路において、管路整備を実施する市町がその材料費および敷設費を自ら負担し、それら以外を電線管理者が負担する。		○
39	P.7	5~9行目	単独地中化方式は、官公庁等からの要請に基づき、実施するものではないと考える。	県として、電線共同溝を行わない路線は、単独地中化方式を要請していくものと考えていますので、原案のとおりとします。		○
40	P.7	5~9行目	通常、単独地中化を実施する場合、地方部会に諮ることなく、また地域の同意等に関し、官公庁からの協力も得ることは無い。	本文中に記載しているとおり、単独地中化方式が進められる場合には、本県においても地元調整等積極的に協力させていただきます。		○
41	P.7	11~13行目	要請者負担方式だけが、どういったケースで適用されるのか、何も記載されていない。「原則として、「滋賀県無電柱化推進計画 3) 無電柱化の対象道路に」に該当しない道路については、要請者負担方式として整備する」と記載してはどうか。	要請者負担方式には、決まったケースがなく、要請者により整備される方式であるため、記載しておりません。		○
42	P.7	16~17行目	【修正案】 沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストにて無電柱化を実施可能な実施するために軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正後】 沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストで無電柱化を実施できる軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。		○

**「滋賀県無電柱化推進計画(素案)」に対して提出された  
ご意見・情報とそれらに対する県の考え方について**

番号	頁	記載箇所	ご意見・情報等(概要)	ご意見・情報等に対する県の考え方	パフコメ	市町等
43	P.8	2~6 行目	道路事業に合わせた無電柱化事業については、準備期間も考慮した事前通知が必要と国で整理されていることから、準備期間も盛り込んで欲しい。	ご意見の内容は、「施工時期等の調整」に含まれているものと考えていますことから、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  【修正後】 無電柱化法第12条に基づき、道路事業等が実施される際に、県は電線管理者に無電柱化を実施するよう要請する。県においては、無電柱化を実施しやすいよう道路事業等の施工時期等の調整を行い、無電柱化が適切に実施されるよう協力する。		○
44	P.8	2~6 行目	【修正案】 無電柱化法第12条に基づき、道路事業等が実施される際に、電線管理者に無電柱化を実施するよう要請する。県においては、無電柱化を実施しやすいよう道路事業等の施工時期等の調整を行い、無電柱化が適切に実施されるよう協力する。	※上記の43番と合わせて修正します。		○
45	P.8	2~6 行目	無電柱化法第12条の趣旨が効率的に無電柱化を実現する事であるが、電線管理者による無電柱化(単独地中化)の実施が全て効率的な手法ではなく、電線管理者2社以上参画する場合は電線共同溝での整備が効率的である事や小規模通信事業者が経済面で対応できない事も考慮が必要であり、各電線管理者と効率的な無電柱化を図るため協議調整を十分図る必要があると考える。	無電柱化法第12条に則り、道路事業等を実施する際には、電線管理者へ無電柱化を要請していく考えであるため、原案のとおりとします。		○
46	P.5 P.8	16行目 6行目	この段落が⑥道路事業等に合わせた無電柱化の中にあるなら、「他」と使うべきですが、外にあるなら、「上記の事業手法の他」は不要では。	ご意見のとおりわかりやすく表現となつていましたので、P.5、16行目からP.8、6行目までの構成について見直しを行いました。		◎
47	P.5 P.8	16行目 6行目	「上記事業手法の他」は、「電線管理者による無電柱化(単独地中化)」と読みとれるが、電線共同溝方式による整備の手法もあるため、電線共同溝方式による整備も含めた記述にしてほしい。	※上記の46番と合わせて修正します。		○
48	P.8	11行目	占用許可については、できるだけ簡素化や許可期限の長期化を検討する、などを追記してはどうか。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。		○
49	P.8	12~14 行目	【修正案】国が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置(道路法第37条に基づく電柱による道路の占用禁止又は制限)については、滋賀県の緊急輸送道路においても実施する。	ご意見を踏まえ、法令の条文に合わせ、以下のとおり修正します。 【修正後】 「国が防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置(道路法第37条に基づく電柱による道路の占用禁止又は制限)を、滋賀県の緊急輸送道路においても実施する。		○
50	P.8	21行目	地中化について占有者にも多少メリットがあるのであれば、占有料は減免ではなく減額(or満額)でも良いのでは。	現在、滋賀県道路占有料徴収条例に基づき、減免措置を行っているところです。 いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。		○
51	P.8	21行目	電柱の占有料が安いと、事業者はコスト面から無電柱化より従来の電柱方式を選択するのは、電柱の占有料を値上げすることも併せて実施すべきでは。県の収入確保にもつながる。	無電柱化を推進のための参考とさせていただきます。		○



「滋賀県無電柱化推進計画(素案)」に対して提出された  
ご意見・情報とそれらに対する県の考え方について

番号	頁	記載箇所	ご意見・情報等(概要)	ご意見・情報等に対する県の考え方	パブコメ	市町等
52	P.9	3行目	事業を推進する上で推奨される役割分担表があってもいいのでは。事業を進めていく上で、電線共同溝・引込線の工事、地上器の設置等、様々な段階を踏むことになると思いますが、事務所・原課・市町・事業者が、各段階において担うこととなる役割についての目安があると思います。	本計画は、無電柱化を推進するための基本的な方針、目標、施策等を定めたものであり、事業を進めていく実務等については記載しておりません。 いただいたご意見は、無電柱化の推進の参考とさせていただきます。		○
53	P.9	3行目	県が電線管理者に施工委託できる協定を全県的に包括して締結していただければ、事業の円滑な推進が図れると思います。	いただいたご意見は、無電柱化の推進の参考とさせていただきます。		○
54	P.9	7~10行目	【修正案】 具体的な無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化に形成するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  【修正後】 具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関する、地域の合意を円滑に形成するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。		○
55	P.10	3行目	【原案】 無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、 【修正案】 無電柱化の実施に際しては、地域の実情を踏まえ、	主旨に変更がないため、原案のままとします。		○
<b>5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項</b>						
56	P.10	8行目	地域住民の理解を得るための啓発活動は必要である。	いただいたご意見につきましては、今後の無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。	○	
57	P.10	9~15行目	【修正案】 無電柱化の重要性に関するついて県民の理解と関心を深めることや、無電柱化への推奨について県民の協力が得られるよう、「無電柱化の日」を活かしたイベントに協力するなど並、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。 また、無電柱化の実施状況、効果等について、ホームページや広報誌等を活用して周知し、理解を広げる深める。	主旨に変更がないため、原案のままとします。		○
58	P.10	9~15行目	「無電柱化の日」のあとに、具体の日付を追記してはどうでしょうか。	ご意見を踏まえ、「無電柱化の日(11月10日)」を追記します。 また、11月10日が無電柱化の日である理由について、付記します。		○
59	P.10	-	新規に1項目を追加 4) 滋賀県道路整備マスタープランや滋賀県道路整備アクションプログラムとの整合  理由 無電柱化は、今後も長期的に実施すべき事業であり、道路事業のバイブルである「滋賀県道路整備マスタープランや道路整備アクションプログラム」との整合を図りながら、その事業の実効性を更に担保すると共に、常に県民への周知に努める必要がある。	ご意見を踏まえ、1.3) 無電柱化の対象道路①「防災」に資する道路として滋賀県道路整備アクションプログラムに掲載している路線からも候補路線を考えておりますので、アクションプログラムとの整合について追記しました。	○	

「滋賀県無電柱化推進計画(素案)」に対して提出された  
ご意見・情報とそれらに対する県の考え方について

番号	頁	記載箇所	ご意見・情報等(概要)	ご意見・情報等に対する県の考え方	パブコメ	市町等
全体						
60	-	-	よく鳥にフンをかけられるので住宅街の無電柱化をしてほしいです。	鳥のフンの影響について、野鳥が電柱・電線にとまらないことにより、本計画の目的の一つである安全で快適な歩行空間の確保に繋がるものと考えております。	○	
61	-	-	滋賀県HPで意見募集していたのでメールしました。 無電柱化は良いことだと思います。近江八幡市や長浜市、彦根市などの観光地では通りに電柱がないほうが雰囲気も出ます。 どんどん進めてください。  でも、無電柱化もよいのですが道路の渋滞は何とかならないものではないでしょうか？  私は野洲市在住で、水口まで車で通勤しています。その間、国道1号線の渋滞がひどすぎます。  ひどいときは湖南市の菩提寺あたりからすでに渋滞していて、それが水口のカインズ前の交差点までずっと渋滞です。 夜中なら家から職場まで30分かかる距離なのに、朝夕の通勤時には1時間以上かかります。 この渋滞は以前よりもどんどんひどくなっていると思います。毎日この道を通りながら、何とかならないものか・・・と憂鬱な気分になります。 道路の横には道を広げるための土地はあるように思うのですが、なぜこんなに渋滞しているのに何もしないのですか？  滋賀県の道は2車線の道ばかりですが、他の県なら4車線や6車線の道が当たり前のようにありますよね。 滋賀県の南のエリアには4車線や6車線のもっと大きな道路が必要だと思います。こちらのほうも是非よろしくお願いします。	いただいたご意見につきましては、今後の無電柱化や道路整備を推進する上で参考とさせていただきます。また、関係機関へも情報共有いたします。	○	
62	-	-	長浜駅前の一部道路は、無電柱化されていて、観光地にもなっているので、とても景観がきれいだと思います。観光としての無電柱化も大事だと思いますが、最近では災害がたくさん発生しているため、災害時に避難できたり、支援が受けられるように無電柱化を進めてほしいです。	災害時の避難や支援は重要と考えており、防災の観点から無電柱化を推進してまいります。	○	
63	-	-	自動車で購入物などに行く際、狭い道路を通過する必要があり、対向車や自転車、歩行者とすれ違うことがよくあります。自転車や歩行者を避けるため、自動車を端に寄せた際、電柱にぶつけそうになることが多々あります。 電柱がなければ、もう少し道路を広く使えるため、接触事故等も少なくなるのではないかと思います。狭い道路に立っている電柱を優先的に無電柱化して欲しいです。	安全・円滑な交通確保の観点として掲載しており、安全な移動にも配慮し無電柱化を推進してまいります。	○	
64	-	-	地震、津波などで電柱が倒れた場合、復旧はまず電柱を建てることから始まるので無電柱化は二度手間である。	無電柱化により、電柱の復旧は不要となると考えておりますことから、無電柱化を推進したいと考えています。	○	
65	-	-	無電柱化することは良いと思いますが、無電柱化するにあたっては、橋梁も含めた道路改修整備の必要性があるのではないかと思います。	無電柱化だけでなく、橋梁等の耐震化も含めて災害に強い道路の整備を進めてまいります。	○	

**「滋賀県無電柱化推進計画(素案)」に対して提出された  
ご意見・情報とそれらに対する県の考え方について**

番号	頁	記載箇所	ご意見・情報等(概要)	ご意見・情報等に対する県の考え方	パフコメ	市町等
66	-	-	道にある電柱がなければ安全に歩けるのと思うことがよくある。電柱がなくなるように取り組んでほしい。	安全・円滑な交通確保の観点からも、無電柱化を進めてまいります。	○	
67	-	-	市町が国から補助金をもらい無電柱化事業を行う場合、県のこの推進計画に市町の事業も記載していただく必要がありますが、具体的にどのような手続をとれば記載していただけるのでしょうか。(5年間の計画期間の途中では追加できない? 追記できても年に1回? など)	本計画は、県管理道路を対象としており、市町が国からの補助金を受ける場合、無電柱化推進計画を市町で定める必要があります。  (参考: 無電柱化の推進に関する法律 第八条第二項)		○
68	-	-	県内の施工実績(施工前・施工後、延長、無電柱化方式、事業費、事業期間、事業主体等)や整備効果についても記載してはどうでしょうか。	施工実績については、「1) 滋賀県における無電柱化の現状」に記載しております。 また、整備効果については、防災、安全・円滑な交通確保、景観形成・観光振興に整備効果があるものとして、「2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢」に記載しています。		○
69	-	-	文章中に「及び」という表現が何か所かあるのですが、「および」とひらがなのほうがいいのではないかと。	ご意見を踏まえ修正します。		○

